

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 人事異動のお知らせ

3月30日付け着任知的財産権部 部長 亀ヶ谷 明久 (KAMEGAYA Akihisa)

4月2日付け帰任知的財産権部 顧問 小池 清仁 (KOIKE Kiyohito)

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 国家知識産権局が浙江省で調査活動実施、動き始めた専利法改正 (国家知識産権網 2012年3月2日)
2. 済南市知識産権局、専利法改正に向け調査研究活動を展開 (国家知識産権網 2012年3月2日)
3. 2012年度の国務院立法計画、商標法を含む33件の完成を目指す (中国新聞網 2012年2月29日)
4. 著作権法改正案は作成終了、まもなく意見募集へ (中国新聞出版報 2012年3月11日)
5. 内モンゴル知財局、専利法改正シンポジウム開催、企業や裁判所、大学などを招請 (国家知識産権網 2012年3月1日)
6. 専利標識表示弁法を公表、国家知識産権局 (国家知識産権網 2012年3月13日)
7. 改正「専利強制実施許諾弁法」、5月1日より施行 (財新網 2012年3月25日)
8. 著作権法改正案、10月にも国務院に提出へ (中国新聞出版報 2012年3月20日)

○中央政府の動き

1. 2015年までに情報技術分野発明特許出願が130万件に、工信部「十二五計画」 (国家知識産権網 2012年3月2日)
2. 国家知識産権局と広東省、ハイレベル戦略協力作業部会開催 (国家知識産権網 2012年3月2日)
3. 工商総局、ネット上の不法経営者「ブラックリスト」制度の導入を検討 (新京報 2012年3月10日)
4. 工業・情報化部、四つの新興産業専門計画を国務院に提出 (新華網 2012年3月8日)
5. 国務院王岐山副総理、政府機関の正式版ソフト普及などで会議招集 (中国政府網 2012年3月16日)
6. 重要技術設備・中核部品などの免税リストが更新、4月1日より施行 (人民網 2012年3月13日)
7. 国家知識産権局、意匠審査管理の新しいあり方を模索 (国家知識産権網 2012年3月22日)

○地方政府の動き

1. 上海市でイノベーション型企業の選定作業が開始(国家知識産権網 2012年3月4日)
2. 広東省、新興産業の特許情報資源の開発利用を討議する活動会議開催(国家知識産権網 2012年3月2日)
3. 知的財産権で「産業倍増」を推進する戦略プラン、成都市発表(国家知識産権網 2012年3月2日)
4. 温州市、知的財産権紛争をめぐる訴訟と調停のドッキング体制を確立(国家知識産権網 2012年3月9日)
5. 北京市、文化商品の国際貿易促進で国内初の文化保税区を設立(中華工商時報 2012年3月16日)
6. 天津濱海ハイテク開発区、ハイエンド研究開発機構招致で奨励策打ち出し(新華社 2012年3月25日)

○司法関連の動き

1. 北京高裁、2011年度の知的財産権10大事件を発表(国家知識産権網 2012年3月1日)
2. 最高裁、去年の知的財産権事件結審は6万6000件、前年より37.7%増(新華網 2012年3月11日)
3. クレヨンしんちゃんの中国語商標、3年不使用で取消に、裁判所が支持(中国広播網 2012年3月13日)
4. 唯冠とアップルのiPad商標紛争、和解見通しが見えず(国際金融報 2012年3月13日)
5. クレヨンしんちゃん著作権紛争、双葉社が一審勝訴、賠償金30万元(中国新聞網 2012年3月23日)
6. 北京高裁、知的財産権訴訟の簡易手続適用に関する新規定を公布(知的財産権司法保護網 2012年3月22日)
7. 国内アニメ企業がソニーを提訴、コンテンツ無断利用で(法制日報 2012年3月19日)

○統計関連

1. 請求項数は国内権利者が6件、外国権利者が16件、特許の質に大きな格差(科技日報 2012年2月28日)
2. 北京市、2011年の三種類権利出願に特許が6割(国家知識産権網 2012年3月11日)
3. 2011年のPCT国際出願、企業ランキングで国内企業2社がトップ3入り(国家知識産権網 2012年3月7日)
4. 中国のPCT国際出願、3年連続で世界一の伸び幅(国家知識産権網 2012年3月15日)
5. 商標のマドリッド国際出願、2011年は2149件、世界7位(知識産権報 2012年3月23日)
6. 2011年末時点の植物新品種出願が9016件、登録が3713件(農業部HP 2012年3月23日)

○その他知財関連

1. 「iPhone」を照明器具として申請、義烏企業のこの「傍名牌」のやりかたを疑問視する声も（中広網 2012年3月2日）
2. 特許切れで窮地の世界製薬大手、中国の後発薬市場に活路、本格的参入へ（中国証券網 2012年3月2日）
3. 新型 iPad の発表に強い不満、深セン唯冠が税関に差し止め申請へ（人民網 2012年3月8日）
4. 淘宝、職員3分の1で権利保護に対応、昨年は6320万件の侵害情報を処理（北京商報 2012年3月14日）

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局が浙江省で調査活動実施、動き始めた専利法改正★★★

国家知識産権局の賀化副局長が率いる調査研究グループはこのほど、浙江省で専利法の改正について調査研究活動を行った。調査研究グループは温州市にある知的財産権サービスパークを視察したほか、賀化副局長は中国（温州）知的財産権権利擁護センターに銘板を授与した。

浙江省訪問は今回の「専利法改正調査研究」シリーズ活動の最初の目的地で、専利法の改正・改善、知的財産権保護の推進、経済社会発展の基盤としての知的財産権保護の位置づけの強化などについて調査・研究が行われた。調査研究グループは専利法及び専利法実施細則の関連規定の改正について、専利活動の最前線で活躍する法執行の担当官、企業と業界協会、代理機構の関係者、専門家たちに幅広く意見を募集していた。二回にわたり行われたシンポジウムで、参会した関係者らが知的財産権保護活動の直面する課題について討議し、意見を交わした。（国家知識産権網 2012年3月2日）

★★★2. 済南市知識産権局、専利法改正に向け調査研究活動を展開★★★

山東省済南市の知識産権局では専利法改正に向けた調査研究活動に取り組む専門的グループが設けられた。この調査研究グループは市知識産権局の張春利副局長をグループ長とし、同局の法律事務処が具体的な業務を担当する。

調査研究グループは設立後、知的財産権パイロット企業を訪れ、企業現場での調査研究やシンポジウム開催など、さまざまな形により調査研究活動を進めてきた。すでに調査研究レポートがまとめられ、企業と一般市民の目線で専利（特許、実用新案、意匠を含む）をめぐる知識産権局の法執行活動の実施状況、経験及び教訓などを総括、指摘した。（国家知識産権網 2012年3月2日）

★★★5. 内モンゴル知財局、専利法改正シンポジウム開催、企業や裁判所、大学などを招請★★★

国家知識産権局の出した「専利法改正をめぐる調査・研究活動の実施に関する通達」に従い、内モンゴル自治区知識産権局は要員を派遣し、2月27日から29日までに包頭市とフフホト市で調査、研究活動を行った。

企業や裁判所、大学、知的財産権関連サービス機構からの関係責任者、専門家50数名が招かれたシンポジウムで、専利法の第60条、64条それに専利法実施細則の第79条の

改正について踏み込んだ討議が交わされた。

出席者らは専利（特許、実用新案、意匠を含む）権侵害と詐称行為をいかに摘発するかについて、思う存分討論したうえ、専利権侵害・詐称行為への処罰のいっそう強化と、専利管理当局の業務改善に関して提案を行った。（国家知識産権網 2012年3月1日）

★★★6. 専利標識表示弁法を公表、国家知識産権局★★★

国家知識産権局は3月8日、特許や実用新案、意匠の標識の表示に関する規定、「専利標識表示弁法」を公表した。5月1日より施行される。現在の管理規定、2003年に発布実施された「専利標識と専利番号の表示に関する規定」は同時廃止されることになる。

新規定は国家知識産権局が改正専利法とその実施細則の内容を踏まえて作成した。去年10月に草案が発表され、一般向け意見募集が行われた。現在の管理規定より、専利関連の法規定の変化などが反映される上、特に出願中の権利の表示方法が新規追加された。まだ権利取得していないものについては、関連商品やその包装などに使用できるようになり、ただ、「専利出願中、未登録」旨の内容の表記が義務付けられる。（国家知識産権網 2012年3月13日）

★★★7. 改正「専利強制実施許諾弁法」、5月1日より施行★★★

改正「専利強制実施許諾弁法」はすでに審議を経て採択され、5月1日より施行されることになった。国家知識産権局が3月20日、明らかにした。

今回の改正では、2003年に発布、実施された現行の「専利強制実施許諾弁法」に、2005年発布の「公共健康問題に係る専利強制実施許諾弁法」の内容が取り込まれ、二つの法規を統合する形で改正案がまとめられた。去年10月に一般向け意見募集が行われ、薬品にかかわる強制実施権の許諾についての規定が注目を集めていた。

国内では「公共健康問題に係る専利強制実施許諾弁法」と改正専利法の中で薬品関連専利の強制実施権の許諾に関する規定が盛り込まれているものの、後発薬について強制実施許諾を申請する国内医薬企業は少なかった。利益が出にくいことや強制実施許諾の促進に関する政府の積極的ではない姿勢が原因だと指摘されている。新しい「専利強制実施許諾弁法」に緊急状態や公衆利益に係る強制実施権と薬品の強制実施権に関する規定が取り込まれることで、医薬など分野における強制実施が推進され、一般市民がより多くの低価格薬品に恵まれることが期待されている。（財新網 2012年3月25日）

○中央政府の動き

★★★2. 国家知識産権局と広東省、ハイレベル戦略協力作業部会開催★★★

国家知識産権局（SIPO）と広東省人民政府は3月2日、知的財産権ハイレベル戦略協力作業部会の第4回会合を北京で開いた。国家知識産権局の田力普局長と広東省の陳雲賢副省長が会合に出席し、演説を行った。

広東省は2011年に特許登録件数が4年連続で全国トップで、広東省の中興通迅、華為技術、鴻富錦精密工業の3社が企業部門ランキングで上位3位入りしている。田力普局長は演説の中で、SIPOと広東省がここ4年間の協力で目覚ましい成果を収めたと指摘し、イノベーション促進、経済構造の調整、発展モデルの転換を促進する重要な施策として知的財産権活動に取り組んでいる広東省政府の姿勢を評価した。今後の活動計画について田局長は、国の要求に基づき、広東省の実情を踏まえて▽香港、マカオとの協力強化▽知的財産権サービス業パイロット事業の推進▽深セン市における国際特許出願と審査支部の設立——などに活動の重点を置き、ハイレベル戦略協力をさらに推し進めようと呼びかけ

た。

会議では2012年度の協力要点として、知的財産権優位性の確立、知財戦略の実施徹底と評価活動の推進、国家専利審査協作センターの共同建設、知的財産権移転・運用促進、人材育成と国際交流の強化などが提起された。(国家知識産権網 2012年3月2日)

★★★7. 国家知識産権局、意匠審査管理の新しいあり方を模索★★★

2011年に国家知識産権局の受理した意匠出願は52万2000件に上っている。技術、イノベーション分野への投入が拡大しつつある中、一般市民の知的財産権意識もさらに向上している背景に、意匠権出願は急速に増加する趨勢を維持することが予想される。これを受け、新しい課題に直面している国家知識産権局の意匠審査部は審査管理の新しいあり方を模索し、審査の質と効率の向上に取り組んでいる。

急速に増加する出願件数と新しい専利法の要求、権利者の多元化するニーズに対応するために、意匠審査部では業界分野に基づく分野別審査体制が導入された。「所定のルールに基づき同じ分野の出願を特定の審査官に担当させることにより、人的資源の配置改善や審査効率の向上が実現した。」林笑躍・意匠審査部長が説明している。2011年5月から運輸、通信、家具、家電、玩具、照明設備など分野で試験的に実施してきた同制度は、今年にすべての分野まで普及させることにしたという。

このほか、意匠審査部では「中国専利電子審査システム(Eシステム)」に一致する品質管理モデルが確立され、各業務の順調な展開をサポートするために、「意匠審査部検索報告管理弁法」、「意匠審査部難問案件管理弁法」、「研修教官管理弁法」などの制度が整備されている。(国家知識産権網 2012年3月22日)

○地方政府の動き

★★★1. 上海市でイノベーション型企業の選定作業が開始★★★

上海市は今年にイノベーション分野で優れた業績を収めた企業を表彰し、「2012年度上海市イノベーション型企業」を選出することになっている。上海市の科学技術委員会、国有資産管理委員会、労働組合総会、知識産権局、張江ハイテク開発区管理委員会がこのほど、「2012年度『上海市イノベーション型企業』の選出を実施する通達」を共同で発布した。

通達によると、「上海市イノベーション型企業」には▽2011年度の研究開発費の比率が所定の基準に達すること、▽ここ3年以内に自主開発、譲受、買収合併などを通じて、または5年以上の独占許諾を通じて、主要製品(サービス)の核心技術に対して自主的知的財産権を保有していること、▽ここ3年以内に新製品(技術、サービスを含む)を発表した実績があること、▽独自の研究開発機構を有すること、▽2011年度の売上が5000万人民币以上に達すること——などの要件が求められている。(国家知識産権網 2012年3月4日)

★★★2. 広東省、新興産業の特許情報資源の開発利用を討議する活動会議開催★★★

広東省の知識産権局と財政庁は2月29日、戦略的新興産業の特許情報資源の開発利用に関するプロジェクトの実施活動について討議する会議を広州市で開いた。同プロジェクトの関係責任者と研究チームの要員70数名が会議に出席した。

会議では次世代通信、モノのインターネット、デジタル家庭、新エネルギー自動車、LED、OLED、バイオ医薬など分野の特許情報資源の開発をそれぞれ担当する各チームは、プロジェクトの進捗状況を報告し、プロジェクトを実施するうえの経験や課題などについて意見

を交わした。

「戦略的新興産業の特許情報資源の開発利用に関するプロジェクト」は、広東省知識産権局と財政庁が2011年に共同で打ち出したもので、次世代通信、モノのインターネット、デジタル家庭、新エネルギー自動車、LED、OLED、バイオ医薬など戦略的新興産業の特許情報資源の開発・活用を通じて、産業の科学的発展を促進することが狙いとされている。
(国家知識産権網 2012年3月2日)

★★★3. 知的財産権で「産業倍増」を推進する戦略プラン、成都市発表★★★

四川省成都市の知識産権局はこのほど、2012年度の「知的財産権で『産業倍増』を推進する戦略実施プラン」を作成し、発表した。

同「プラン」によると、成都市は2012年に知的財産権に係わる創造運用能力の向上計画、管理サービス能力の向上計画、法執行保護能力の向上計画の実施を徹底し、政策体制と促進メカニズム、下部管理サービス体制をいっそう整備し、知的財産権の公的サービス能力と知的財産権保護の環境をさらに改善し、産業界のイノベーション能力と核心競争力の強化を支援するとしている。具体的目標としては特許出願件数が20%増、企業による専利（特許、実用新案、意匠を含む）出願件数が25%増のほか、▽成都市技術移転集団会社の設立と担保融資パイロット事業の展開で、公益性と市場化を両立させた運用転化システムを確立することや、▽郊外、農村部で出先機関5カ所以上を設立し、工業モデルパークに進出の中小企業の80%以上が専利の管理委託を実現、▽行政法執行と権利擁護を強化し、解決率を95%以上に向上させる——などが盛り込まれている。(国家知識産権網 2012年3月2日)

★★★4. 温州市、知的財産権紛争をめぐる訴訟と調停のドッキング体制を確立★★★

浙江省温州市の中級人民法院（人民法院＝裁判所）と科学技術局は先月29日、「知的財産権民事紛争をめぐる訴訟と調停のドッキング体制の確立に関する意見書」を調印した。双方は、中国（温州）知的財産権擁護支援センターを受け皿に、司法機関と行政当局のそれぞれの優位性を生かし、知的財産権をめぐる紛争の調停業務で手を携え、より利便的で効率的な紛争解決の実現に取り組むことで一致した。

この「意見書」によると、知的財産権擁護支援センターにより調停成立した場合、裁判所はその適法性について審査を行った後、民事調停証明書または調停協議の効力を確認する書類を発行する。調停は裁判所立件の前、裁判所審理開始の前、または法廷審理開始の後のいずれの時期でも行うことができる。このほか、双方は調停業務の指導、調停担当官の研修など分野でも協力を展開することにしている。

2011年8月に設立された中国（温州）知的財産権擁護支援センターはすでに温州市中級人民法院から専利権侵害紛争9件の調停を委託された。センターが調停した結果、訴訟の取り下げは5件、調停成立は4件だった。(国家知識産権網 2012年3月9日)

○司法関連の動き

★★★6. 北京高裁、知的財産権訴訟の簡易手続適用に関する新規定を発布★★★

知的財産権関連訴訟での当事者の利便性と裁判の効率・質の向上を狙い、北京市高級人民法院（高等裁判所）はこのほど、2000年6月19日に発布された「知的財産権関連事件の一部に簡易手続を適用して審理することに関する通達」を改正したものを発布した。

新規定によると、知的財産権法廷を設立して3年以上になる下部裁判所、また知的財産権訴訟の審理に3年以上携わっていた裁判官は一部の知的財産権関連訴訟で簡易手続を

適用して審理することができる。

簡易手続を適用できる訴訟は、▽作品の修訂権、複製権、発行権、情報ネットワーク伝播権、録音録画制作者権などをめぐり、係争金額が20万元以下、かつ権利義務関係が明確で、論争点が少ないもの▽著作権譲渡契約、著作権ライセンス契約、出版契約、隣接権譲渡契約、隣接権ライセンス契約をめぐる紛争事件▽商標権侵害をめぐる紛争事件▽商標権譲渡契約、商標使用許諾契約をめぐる紛争事件▽技術譲渡契約をめぐる紛争事件——などが含まれる。簡易手続を適用するか否かは知的財産権法廷長により判断される。(知的財産権司法保護網 2012年3月22日)

○統計関連

★★★2. 北京市、2011年の三種類権利出願に特許が6割★★★

北京市は2011年に特許、実用新案、意匠の三種類権利の出願件数が7万8000件で、前年より36.1%増えた。この中、特許は4万5100件で34.6%増加し、初めて4万件台を突破した。三種類権利の総出願件数に特許が57.8%を占める。PCT国際出願は1962件で、前年より46.4%増加した。

登録件数では昨年、特許の1万5900件を含め、三種類合わせて4万900件となっている。2011年末時点の北京市の有効特許件数は5万2500件で、人口1万人当たり平均の特許保有件数は26.8件に達している。(国家知識産権網 2012年3月11日)

★★★3. 2011年のPCT国際出願、企業ランキングで国内企業2社がトップ3入り★★★

世界知的所有権機関(WIPO)は3月6日、2011年に特許協力条約(PCT)を通じて提出された国際特許出願の状況をまとめた報告書を発表した。各国の中で中国は成長が最も速く、企業部門ランキングで中国企業2社が上位3位入りした。

昨年に中国のPCT国際出願は1万6406件、2010年より33.4%増加し、世界で最も成長が速い国となった。2011年の世界の総出願件数は18万1900件で、この中、アジアからのPCT国際出願が39%、北アメリカが28.3%、欧州が13.9%となっている。イノベーション活動は北アメリカと欧州からアジアに移転しているとフランシス・ガリ事務局長が指摘している。

企業部門のランキングでは中国の中興通迅が2826件でトップに立ち、続いては2位に日本の松下電器(2463件)、3位に中国の華為技術(1831件)がランクインした。国別では米国の出願件数が最も多く、全体の26.7%を占める4万8596件で、日本が21.4%の3万8888件、ドイツが10.2%の1万8568件、中国が9.0%の1万6406件となっている。(国家知識産権網 2012年3月7日)

★★★4. 中国のPCT国際出願、3年連続で世界一の伸び幅★★★

イノベーション能力と技術価値、市場価値を反映する、特許協力条約(PCT)を通じて提出される国際特許出願の件数で、中国は3年連続で最も成長が速い国だった。世界知的所有権機関(WIPO)の統計によると、2011年に中国のPCT国際出願は前の年より33.4%増加し、伸び幅2位の日本より12ポイント上回っている。

一部の先進国でPCT出願件数が伸び悩んでいる中、中国を含めた東アジアや新興国家の出願件数が急速に増加している。中国のPCT出願件数は2004年に1706件だったが、2005年に2503件で初めてトップ10入りし、その後2008年に6089件で6位、2009年に7946件で5位、2010年に1万2337件で4位となったのに続き、2011年にも1万6406件で4

位を維持し、8年間で10倍も成長した。

イノベーション能力の増加に伴い、国内企業のPCT国際出願も目覚ましい発展を遂げている。特に華為と中興通迅が成長が目立った。華為は2008年に1737件でトップに立ち、その後の数年は4位入りを維持した。2011年に中興通迅が2826件で日本の松下電器を抜き初めて一位となり、華為が1831件で3位となっている。

WIPOの統計によると、2011年に世界全体のPCT国際出願は18万1900件、前年より10.7%増加した。(国家知識産権網 2012年3月15日)

★★★5. 商標のマドリッド国際出願、2011年は2149件、世界7位★★★

2011年に中国がWIPOに提出したマドリッド商標国際登録出願は世界全体の5.1%にあたる2149件で、2010年より一つ順位上げ、世界7位入りした。WIPOがその公式サイトで明らかにした。また、中国は引き続き出願先指定国として最も件数の多い国となっている。

順位の引き上げについて中国科学院・研究生院(大学院)の法律・知的財産権学部の李順徳主任が「企業が知的財産権を重視していることが伺える」と指摘した。2008年6月に「国家知的財産権戦略綱要」が発布、実施したのを受け、企業の知的財産権に係る意識、能力が絶えず向上している。「国際進出」戦略を推進している国内企業は、国外における特許や商標など知的財産権の取得をますます重視するようになってきている。2011年にマドリッド国際商標出願件数の伸び幅では中国が11.5%で4位になっている。

一方、国外企業が中国で提出する登録出願も増加しつつある。昨年に中国を出願先国家に指定したマドリッド商標出願は1万8724件で、各国の中で最も多かった。李順徳主任はこれについて、「世界が中国市場を重視する現れた」との認識を示した。(知識産権報 2012年3月23日)

○その他知財関連

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL: +86-10-6528-2781, FAX: +86-10-6528-2782

E-mail: post@jetro-pkip.org

発行: JETRO 北京事務所知的財産権部

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身で登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

配信停止 http://www.jetro.go.jp/mreg/J3363A_1.htm

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved